

データ流通・活用ワーキンググループの開催について

平成 30 年 6 月 1 日
官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定

- 1 「官民データ活用推進基本計画実行委員会の開催について」（平成 29 年 3 月 31 日官民データ活用推進戦略会議長決定）第 7 項の規定に基づき、個人の関与の下でのパーソナルデータの流通・活用を含め、多種多様かつ大量のデータを安全・安心に流通・活用できる環境整備に必要な措置の検討に資するため、官民データ活用推進基本計画実行委員会（以下「実行委員会」という。）の下に、データ流通・活用ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 ワーキンググループの構成員は、データ流通・活用に関し優れた識見を有する者のうちから実行委員会の会長が指名する者とする。
- 3 ワーキンググループに主査を置き、主査は、構成員のうちから実行委員会の会長が指名する。
- 4 ワーキンググループは、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 6 ワーキンググループの庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に掲げるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。